

島根県報

平成28年11月4日（金）

第2,850号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公印の印影等	（総 務 課）	2
補助金等交付規則第3条の規定により鳥取県中部地震被災者生活支援金の交付の 対象等を定める告示	（地 域 政 策 課）	2

【公 告】

河川法の規定による簡易代執行の実施	（河 川 課）	2
-------------------	---------	---

【特定調達公告】


平成28年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札 の実施	（水 産 課）	3
--	---------	---

告 示**島根県告示第652号**

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第10条の規定により、知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成28年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

印 影	新調、改刻又は廃止の別	用 途	使用開始又は廃止年月日
	廃止		平成28年7月1日

島根県告示第653号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、鳥取県中部地震被災者生活支援金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成28年11月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

鳥取県中部地震被災者生活支援金

2 交付の目的

鳥取県中部を震源とする地震（以下「鳥取県中部地震」という。）により被災し、被災地から避難し島根県内に居住した者に対し、当面の生活費の一部を補助することにより、その者の生活再建を支援することを目的とする。

3 交付の対象となる者

鳥取県中部地震により、居住していた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなった者で、支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間島根県内の賃貸借住宅その他知事が特に認める住宅（以下「住宅等」という。）に居住する見込みのあるものとする。ただし、体育館その他の避難所、親類知人宅、ホームステイ等により一時的に避難している者は、住宅等に入居した時点で交付の対象とする。

4 交付の額及び回数

(1) 交付の額

一世帯当たり30万円とする。ただし、世帯の構成員が1名である場合は、15万円とする。

(2) 交付の回数

一世帯当たり1回に限り行うものとする。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じようとする必要な措置について、当該措置を命ずべき者が平成28年12月5日までに当該措置を行わないときは、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、これに要した費用については、同条第9項の規定により当該措置を命ずべき者の負

担とするので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年11月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 河川名
一級河川斐伊川水系上追子川（松江市学園南一丁目2番1号地先）
- 2 当該措置を命ずべき者
次に掲げる船舶等の所有者、占有者その他権原を有する者
 - (1) 新向島橋下流約30m付近の左岸に係留されている船舶（船舶検査済票番号272-20951）、係留施設及びその他附属物 一式
 - (2) 新向島橋北詰付近に係留され沈没している船舶 2隻
 - (3) 新上追子橋下に係留されている船舶 1隻
- 3 当該措置の内容
当該船舶等を河川区域外に除却すること。
- 4 当該措置を行うべき理由
当該船舶等の放置が河川法第24条及び第26条第1項の規定に違反しているため。
- 5 本件に関する問合せ先
〒690-0011 松江市東津田町1741番地1
松江県土整備事務所維持管理部管理課 電話0852-32-5200

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年11月4日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
平成28年度漁業試験船「島根丸」中間検査及び修繕整備工事 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 整備期間
平成29年1月17日（火）から同年2月24日（金）
 - (4) 引渡場所
請負造船所岸壁
 - (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5車両船舶類」、中分類「(2)船舶」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 総トン数150トン以上の鋼船を入渠又は上架する能力を有している者であること。
- (8) 漁業試験船「島根丸」により1日で回航（8時間 海上距離 おおむね100マイル）できる範囲内（鳥取県境港市以西から福岡県北九州市以东までの地域内）に造船所を有している者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒697-0051 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

電話番号 (0855) 22-1720 ファックス番号 (0855) 23-2079

- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成28年11月4日（金）から同月18日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (3) 入札説明会

必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、平成28年11月18日（金）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。

- (4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 平成28年12月15日（木）午後1時まで

イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成28年12月15日（木）正午までに到着していること。

ウ 提出場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年12月15日（木）午後1時30分から

イ 場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1 島根県水産技術センター 研修準備室（3階）

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当すると認められた場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、平成28年12月2日（金）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Intermediate inspection and repair service of Fisheries experimental vessel Shimane maru, 1 set

(2) Deadline for bid : 1 : 00 P.M., December 15, 2016

(Applications by mail must arrive at the address written below by 12 : 00 P.M., December 15, 2016)

(3) Contact : Shimane Prefectural Fisheries Technology Center, 25-1 Setogashima-cho, Hamada-shi, Shimane-ken, 697-0051 Japan

Phone : 0855-22-1720